

令和3年5月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日(月) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國—敏彦 尾方—豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本—和博

4. 欠席委員：農業委員(0人)

欠席委員：最適化推進委員(3人)

5. 議事日程

日程第1 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第5 議案第19号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、推進委員が3名欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年5月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が5議案で、案件は13件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字深水字買元及び平及び鳥越、地目は田が4筆、畑が2筆、合計面積は4,317㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先日2日に本人にお会いしまして、現地の確認をしてきました。間違いありませんとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上高原、地目は畑が1筆、面積は709㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	4月30日に確認をしております。ここに記載のとおり間違いございません。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
4番委員	はい。他人同士で無償移転になっておりますが、何か訳があって無償移転になっているのでしょうか。
川辺地区推進委員	それについては本人さんに確認しました。譲渡人の宅地の前に譲受人の土地がありまして、そこと交換されたため無償移転となっております。
議長	今説明がございましたが、他にご意見はございませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)

議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字別府原及び桑木原、大字深水字柵葉瀬及び下鶴、地目は田が12筆、畑が3筆、合計面積は26,383㎡です。権利種別は3条の使用貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。
議長	引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。
深水地区推進委員	今朝聞いてきました。親子間で継続でもあり問題ありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見について
議長	次に、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字佐土原、地目は畑で1筆、面積は340㎡で、転用目的は一般個人住宅です。令和2年7月の豪雨災害で被災された球磨村の方が実家付近への移住を希望され、今回申請となりました。申請地は農用地区域内でありましたが、農振除外の手続きは済んでおります。以上です

議長	引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。
8番委員	5月5日に川辺地区推進委員と自宅に行きまして話を聞きましたら、ここに記載のとおり間違いのないとこのことで、娘さん家族が被災されたので、実家の隣に家を建てたいとこのことでした。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	次に、議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字下山下、地目は田が1筆、面積は1,506㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。
2番委員	先日8日に川辺地区推進委員と立合いをしてきまして、両方と話をして確認しました。ここに記載のとおり間違いございませんでしたの

	<p>で、それをご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が8筆、畑が5筆、合計面積は34,025㎡です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>5月8日に確認してきました。親子間ですので記載されているとおり間違いありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番についてですが、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事</p>

	<p>参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字深水字田ノ下、地目は田が1筆、面積は1,248㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆当たり玄米120kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員が報告します。</p>
10番委員	<p>本人さんと現地を確認しておりますので、問題ございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑が7筆、合計面積は35,631㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 18 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 18 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字中高原、地目は畑が 2 筆、合計面積は 14,402 ㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で 10 a 当たり賃借料は 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

事務局	<p>定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号2、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑が5筆、合計面積は21,229㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で10a当たり賃借料は5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字入口、地目は田が2筆、合計面積は1,999㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米180kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 4、大字川辺字中高原、地目は畑が 3 筆、合計面積は 27,765 m² です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で 10 a 当たり賃借料は 10,000 円 です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 19 号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 19 号非農地証明交付申請の承認について審議します。1 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字江子、地目は田で 5 筆、合計面積は 3,081 m² です。この案件は 4 月 30 日に 7 番委員と現地確認しております。井沢の木綿葉橋の近くになりますが、山林化し周囲の状況からしても農地として利用することは困難な状態です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>30 日に事務局と現地を確認してきました。状況からしても農地として利用することは困難な状態でありまして、山のような状態となっております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 7 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 6月7日(月) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年5月10日

相良村農業委員会

署名委員 5番 (印)

署名委員 6番 (印)